

第26回軽米町議会臨時会令和3年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会

令和3年12月27日(月)

午前10時20分 開会

議事日程

議案第1号 令和3年度軽米町一般会計補正予算(第7号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君
総務課	総務担当課長	吉岡	靖	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
町民生活課	町民生活担当課長	橋場	光雄	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
健康福祉課	福祉担当課長	小笠原	隆人	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	商工観光担当課長	小林	浩	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） ただいまから第26回軽米町議会臨時会令和3年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会を開きたいと思います。

初めに、傍聴者の方がいらっしゃいます、1名、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、携帯電話等はマナーモードもしくは電源切っていたら、また欠席者の報告は本日はございません。委員会の委員全員出席であります。

（午前10時20分）

◎議案第1号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案審査の進め方についてお諮りします。

提案理由の説明は、本会議において終了しておりますので、本委員会では補足説明を求めて、議案の審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決をすることにしたいと思いますが、このような進め方でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 異議なしと了解しました。

それでは、早速提案理由の補足説明を求めたいと思います。

それでは、令和3年度軽米町一般会計補正予算（第7号）について、総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 最初に、歳入でございますが、歳入につきましては本会議で申し上げましたとおり、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（細谷地多門君） 総括課長のほうから、特に補足説明がないということで終わりましたが、質疑を受けたいと思います。どなたか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 補足説明なしという説明でございますが、ちょっと説明をお願いしたいのは、資料の中身について出してありますが、これの説明を、読めば分かるということかもだけれども、この説明をお願い申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 大変申し訳ございませんでした。いずれ今歳入の部分でございましたので、資料については歳出に入りまして具体的にお話をさせていた

だきたいということで、歳入については補足説明はございませんというふうな説明をさせていただいたものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 歳入の国庫補助金の関係ですが、今回支給される経費については、全額交付金で対応というふうなことで、町の支出は一切ないというような理解していいですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 住民税非課税世帯等給付金給付事業費につきましては、全額国庫補助金対応となっております。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費の部分につきましては、今回の予算には出てございませんが、来年4月1日に生まれた方については、同学年ということになりますので、そちらは町単独で対象にしまして、令和4年度の予算に計上させていただきたいということで考えているものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 所得の関係で上限があって対象外というふうなことで町村の対応が分かれていると認識しているけれども、当町の対策について説明願いたい。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 失礼いたしました。そちらにつきましても、所得960万円以上の方も対象といたしまして、そちらについても町の単独事業で対応させていただくということになります。すみませんでした。そのようによろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 全額ではない、一部町の負担がある。その額はどのぐらいなのか。この予算の説明の中では、それらはどこにあるのですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 今回の歳入につきましては、その部分を歳出をした後に精算させていただきたいということで、歳入につきましては全額国庫で対応するというようなことで、給付金を交付した後に精算させていただくということで、今回は歳入としては見込んでいないものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 全員に行くということですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） そうです。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

中村委員。

- 4番（中村正志君） 今の説明ですと、予算がないのに歳出するというふうに聞こえるのですけれども、だってこれは960万円という制限未満の人たちだけの分しか国からは来ないと思うのですけれども、それ以上の人でももう町の単独として出しますよと。出した後という言い方しているけれども、普通予算の使い方とすれば、歳入があって初めて歳出があるというふうに考えるわけですから、基本的な考え方が私はちょっと違うのではないかと思うのだけれども、その辺はどのように説明しますか。
- 委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） いずれ960万円の部分につきましては、対象者が大体20人ほどいらっしゃるというふうなことなようでございます。それにつきまして、先ほどもお話をいたしました、歳出では予算計上させていただいておりますので、歳入については不足する部分、それについては精算で対応させていただくというような内容で考えているものでございます。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 4番（中村正志君） 同じことを言いますが、基本的な考え方として、もう20人という数字が出ているのであれば、当然20人分を台帳なり、町単独の歳入としてここを見込んでやるのが普通ではないのかなと思うのですけれども、精算でという、一般会計をやっていく上で予算執行していく上でそういうふうなことをやれば、いろんなことに対して、全てにおいてそういうふうなやり方ができると。ルールがなくなってしまうというふうに私は感じるわけです。よく住民の人たちが、これやってほしい、何やってほしいと。そうすると、役場の職員は何を言うかと。いや、今予算がないのでという言い方します。それと同じことではないのかなと。今回だけ特別にそういうことをやるということは、ちょっと役場としてどうなのかなという、我々が今後予算審議なんかする場合でも、基本的な部分として果たして我々はどの辺のルールを考えてやっていけばいいのかなという、ちょっと分からないのですけれども、基本的な部分だと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。
- 対象者分の歳出の予算につきましては、今回計上させていただいているものでございます。概算になるということなものですから、歳入についてはそれらが確定した後に精算をさせていただくといえますか、補正で対応させていただくというようなことで考えているものでございます。
- 委員長（細谷地多門君） 中村委員。
- 4番（中村正志君） ということは、960万円以上の20人分も歳出として見ていると今言いました。だって、これ歳入見ると、全部補助金です。財政調整基金からの

繰入れは商工費の分だけの歳出です。ちょっと数字が合わないのではないですか。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） いずれ対象者の部分は、歳出でお話をされたと思いますが、950人ほどということになってございます。こちらについては、10月1日以降に生まれる方の部分も含まれておりますし、先ほどお話をしました960万円以上の方についても歳出としては含んでいるものでございます。しかしながら、概算ということで、歳入の部分も町単分については今回の歳入としては見ていないということで、こちらについては何回も同じこととお話をさせていただきますが、額が決定した後に補正予算で対応させていただきたいというふうに考えているものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○4番（中村正志君） いまいち理解できないのですけれども、だから上乘せして補助金の額を出しているというふうに今聞こえたのですけれども、そう解釈していいのですか。960万円以上の人たちも含めて補助金の額をこれ出しているというふうに聞こえますが。だって、歳出と同じ額ですから。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 歳出につきましては、大体対象者、あるいはそれから今後生まれる方、それから960万円以上の方という部分がほぼ確定していることから、歳出で見させていただいているものでございますが、それが国の事業の対象となるかというふうな部分については、いずれ概算であるということなものですから、今回については町単部分という部分は歳入では計上しておらず、歳入のほうを全額国庫でというふうなことで計上させていただいているものでございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、また総括的な質疑がありますので、そのときまた。

進めたいと思います。それでは、歳出について、1項社会福祉費、町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、補正予算案4ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の補正についてご説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、1億5,600万円となります。その補正の内容で

ございますが、別に皆様にお渡ししております資料がございますので、概要についてご説明をした上で内容について説明をさせていただきたいと思っております。

軽米町住民税非課税世帯等を対象とした臨時特別給付金給付事業概要についてご説明を申し上げます。国の12月国会におきまして、補正予算が成立いたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的に困難となっている世帯を支援するため、今回軽米町におきましても国の要綱に基づき給付を行うものでございます。

対象者でございますが、国の要綱に示された基準日において、これが今年12月10日現在が基準日となりますけれども、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯が対象となります。このほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象となります。

対象世帯ですが、最大限見積もって1,500世帯というふうに算定してございます。給付額につきましては、1世帯当たり10万円の給付となります。

給付スケジュールでございますが、本日ご議決いただきますれば、今後給付対象と思われる世帯に対して確認書を担当課においてお送りしまして、振込口座等の確認が取れ次第、1月下旬を1回目の支払い目標といたしまして、そのような支給要件の確認が取れた世帯から順次給付していきたいというふうに考えております。

家計急変世帯の該当基準でございますが、まずは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したことと。それから、令和3年度分住民税均等割が課せられている世帯全員のそれぞれの年収見込み額が住民税非課税水準以下であることと。このようなことが要件となってございます。判定のイメージでございますが、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を1.2倍しまして、非課税相当限度額、それぞれ家族構成にもよりますけれども、これ以下であれば家計急変世帯というふうな判定基準に基づいて給付を行うものでございます。

続きまして、次に補正予算の内容でございますが、この給付事業の概要を受けまして、先ほどもご説明しましたが、住民税非課税世帯等に対しまして10万円の給付を行うものでございまして、給付事務に係る事務費、1節の会計年度任用職員の報酬40万5,000円から13節の事務機器使用料45万円までの総額600万円及び最大1,500世帯と見積もりましたけれども、1,500世帯に対する10万円の給付、18節の負担金、補助及び交付金1億5,000万円、総額1億5,600万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 1項社会福祉費の部分で質疑を受けたいと思っております。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 基準日において、12月10日、住民税均等割が非課税の世帯となつていますが、これは例えば未申告となつていて、改めて未申告であったからということで、これから申告しても非課税になれば認められるということですか。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

未申告者も本町にはおるようでございます。そのような方には、広報等を通じまして、まずは申告していただきまして、この支給要件に該当する世帯なのであれば間違いなく給付するということになると思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。

山本委員、どうぞ。

○10番（山本幸男君） 生保世帯等の対応。

○委員長（細谷地多門君） 町民生活課生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） ただいまの山本委員の質問についてお答えします。

生活保護世帯も低所得者該当になっております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、2項児童福祉費、説明をお願いします。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費、7目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費について説明をいたします。

まずは、こちらの資料の前に、皆様方にお配りしております概要の資料について説明をさせていただきたいと思っております。子育て世帯の臨時特別給付金給付事業の概要ということで、目的につきましては新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するために給付するとしております。

対象者につきましては、国の示す対象者は、令和3年9月30日を基準日とした年収が960万円以上の世帯を除いた世帯の児童及び基準日翌日以後、令和4年3月31日までに出生した児童としておりますが、当町では基準日に軽米町に住所を有する平成15年4月2日から令和4年4月1日までに出生した方全てを対象とし、国の示す所得制限等を撤廃し、対象期間についても拡大しまして実施するものでございます。

対象者数につきましては、およそ26世帯、955人でございます。そして、10月以降、令和4年4月1日に出生すると予想される新生児見込み人数が19名と

なっております。

給付額、給付方法につきましては、対象児童1人当たり現金10万円を一括給付して口座へ振り込むということにしております。

給付期間につきましては、児童手当受給世帯、こちらは申請が不要な方につきましては令和4年1月13日を予定しております。申請に必要な方につきましては、令和4年1月21日以降、申請のあった世帯から順次給付する予定としております。

資料のほうは私で、その他につきましては担当課長から説明をいたします。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、補正予算についてご説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、7目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、18節負担金、補助及び交付金でございます。補正額は、4,800万円となっております。これにつきましては、子育て世帯臨時特別給付金の国の補助分でございます。これにつきましては、一応先行給付分と追加給付分というふうに分かれてございますが、12月定例会におきまして、先行給付分の5万円分につきましては予算化させていただきました。その後、対象者について精査をいたしましたところ、対象者が今後生まれる予定の子供を含めまして974人となっております。ですので、今回10万円の現金一括給付を予定しておりますが、追加給付にいたします分に足りない部分でございますが、4,800万円要求させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 2項児童福祉費の説明が終わりましたが、質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 令和3年9月30日を基準日として今回の給付されるわけですが、この以後にもしも離婚した場合が、そこに既に子供がいない世帯に子供の分が自動的に رفتりすることがないのか、また離婚した人が9月30日はまだそこで一緒だったから、新しい世帯になって子供も一緒に来たのに、もしかしてもらえない事態が出るのではないかとこのことを心配しますが、そのことについては、お聞きします。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの質問についてお答えいたします。

要綱等では、基準日の翌日以降の支給対象者や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て特別給付金の取扱いについてということで規定されておりますが、支給

対象者が離婚した場合または離婚協議を開始した場合については、児童手当法上の取扱いは基準日、9月30日において、対象児童を看護している方が受給者になるということの取扱いになっております。ということで、つまりは離婚する前の看護している方、普通であればお父さんになると思いますが、が支給者になるということで規定されております。しかしながら、Q&Aとかを見ますと、その一方で基準日以降に子供を連れて離婚した方については、地方自治体の判断により独自に支援を行うことも可能だということとされております。

町といたしましては、そのようなケースがあるかもしれないことを想定いたしまして協議を重ねまして、給付日に支障のないぎりぎりである要綱の施行日となっております12月13日現在の児童を看護している方に給付することとして考えております。補助の対象外とはなりますが、子供を支援する観点からの判断となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 離婚というのは、すぐに結論が出るものではなくて、恐らくもう既に9月30日前から別居しているけれども、住民票上は一緒だとか、いろいろ事情があると思っております。先ほど説明がありましたとおり、子供の支援ということをもまず第一に考えて、もらえない子供がないようによろしく願います。

○委員長（細谷地多門君） それでは、要望でよろしいですか。答弁はいい。

○3番（江刺家静子君） はい、先ほどの説明で。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） コロナの関係の交付金に関連して質問したいと思っております。

交付金の関係で、前にも予算で議決した部分のその後どうなっているのかなという質問でございます。コロナの関係で、福祉灯油はその後どういう展開をして、既にその対応はどの辺まで進んでいるのか、ちょっと分かる範囲で説明願いたいということが第1点と。

それから、農林水産業費ですが、私が持っている資料に載っておりますが、軽米町主食用米生産緊急対策支援事業で、5反歩以上の主食用米耕作者で1反歩を超える部分を対象に5,000円支給することに何ぽか変化があって、お知らせ版としても出ておりますが、その経緯について説明をお願いしたい。というのは、議会でも大変と時間を費やして、5反歩未満がまず簡単に言えば対象にならないということであれば、ほとんどが対象にならないのではないかというふうな心配をする中で議論がなされ、町長も検討したいというようなことで、結果がここに出ているのですが、その前に、結果が出る前に、我々にももう少し丁寧な説明があってもよかったです。

のかなと。お知らせ版が回ってきて、ああ、そうだったのかなというふうな感じだったのですが、経緯についてはもう少し議会にも説明があって、その中で我々の意見も、ああ、なるほどそういう対応したんだなというふうなことになるれば大変よかったかなというふうな思いもしないわけでありませぬ。この辺に落ち着いた理由についても説明があったほうがいいと思いますが、いかがですか。3点か。

〔「2点だべ」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 2点だな。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 福祉灯油につきましては、対象者等精査いたしまして、通知のほうを1月12日に全戸配布……申請が必要ということでございますので、これにつきましては一応こちらでも対象者のほうについてはある程度は把握しておりますが、全員について把握できないというところもございまして、1月12日に全戸配布いたしまして、申請をしていただくという形を取りたいと考えております。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 実は、二、三日前から大変と寒波受けまして、このとおり雪もずんずん降ってきて、灯油が大変と感謝される時代になったもので、そういう時期になったものだから、もう少しテンポが速くてもいいのではないかと。それから、対象になるのがどの辺だというのが分かったほうがいいのではないかとというふうな思いもあって質問しておりますので、1月の12日というふうなことからすると、もう少しスピード感を持って対応したほうがいいのかなど。また、待っていても来ない人もあるかもしれないから、その面からもスピード感というのが必要だと考えておりますので、その点を併せて答弁願います。対応と。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） スピード感ということでございますが、今後広報等も含めましてPRもいたしますし、あとは申請書等をお配りしますが、来なかった方等につきましては、対象者もよく分からないところもございまして、申請のほうを促すようなPR等も続けてまいりたいと考えております。

あと、対象者も言ったほうがよろしいでしょうか。

○10番（山本幸男君） はい、どうぞ。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 対象者につきましてはですが、対象者につきましては65歳以上の者で構成される世帯が高齢者世帯ということになっております。あと、次が障がい者世帯、障がい者につきましてはいろいろあるのですが、身体障害者福祉法に規定される方、療育手帳と知的障がい者の手帳等を所持している方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定される方、あとは特別

児童扶養手当の支給に関する法律に規定されている方、あとは障害基礎年金1級を支給されている方、あと介護保険法に規定される要介護4または5の要介護認定を受けている者が所属する世帯、あと独り親世帯、最後に生活保護法による扶助を受けている世帯というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） それでは、主食米に対する経緯についての説明を産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） それでは、山本委員の米の関係の補助金についてご説明申し上げます。

12月の定例会のほうで、当初中核的な農家の打撃が大きいということで、5反歩以上作付している農家に5,000円という案で補正予算のほうを計上させていただきましたけれども、特別委員会等でもう少し面積を減らして、面積の5反歩から引き下げて検討すべきではないかというようなご意見等いろいろいただきまして、担当課といたしましても再度検討して、いずれ10アール以上、1反歩は自家消費分だということで、20アール以上作付している農家を対象としようということで、面積の要件はそのような形で検討をし決定したところでございます。また、いち早く支援金のほうも交付したいということで、ちょっと説明不足だったというようなご意見もいただきましたけれども、そういうようなこと、あとは年が明けますと今度来年度の転作の取りまとめという作業も発生してきますので、いち早く支援金をお届けして精算したいということで、今回急遽お知らせ版等でお知らせしたということでございます。

なお、またちなみに来年度は、国のほうからの第1回目の指針が来まして、来年度はさらに主食用米27ヘクタール削減して、トータルで296ヘクタールにしてくださいというような1回目の今通知が来ているところでございます。それから、単価の3,500円の根拠でございますけれども、岩手県内、公表されている米価下落に伴う支援対策が何市町村かございます。盛岡市ですと1,600円、花巻市で2,200円、住田町で3,000円、それから近隣ですと九戸村も3,000円というふうなことでございます。その辺、県内、近隣の市町村とのある程度整合性も図りながら、軽米町としては一番高額になってございますけれども、3,500円という価格で設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 対象の面積が何ぼには何ぼと言わないと、金額だけで説明もらっても、実感がちょっと……どうなのかなと思いますので、いずれ経緯、実績についてお知らせ願いたいと。

それから、いずれ情報を我々にももっと早く教えてもらえば、僕らも議会でこんな議論があったというのを付して様々説明ができるというような感じでございますので、議会に対することについては今のままでよかったと考えているのか、それとも何らかの方法でお知らせしたほうがよかったのかなと反省しているのか、その点はいかがなものでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 議員の皆様方に周知するのが遅かったということにつきましては、いずれ大変申し訳なかったなと思ってございます。取りあえず予算のほうは、今回８８０万円ということで予算のほうの議決をいただきましたので、あと早急に農家の方にお支払いしたいということで、説明不足があったということについてはおわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ありがとうございます。別に議会は、物事が進めばそれでいいのだから、ただそれでもやっぱり情報の公開はできるだけしてもらえば、もっと結果的に効果が上がるというようなことになると思いますので、よろしく願います。

それから、民生費の関係で、前へ戻ります。よくこの交付金について子育て世帯への臨時特別給付金についてで、高校生については別途申請が必要なので云々というふうなことをよくテレビで放送されることがありますが、それは高校生と児童生徒の関係については区別があるのか、まずその制度的なことについて説明。

○委員長（細谷地多門君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの質問についてお答えいたします。

申請が必要な方と要らない方という分け方をしているわけですが、中学生までは児童手当法の下、児童手当を支給しております。その方々につきましては、もう口座も分かっていますし、所得要件とか、そういうの等も分かっているということで、すぐ給付できるということから申請が要らなく、もうすぐプッシュ型で給付しなさいという国の方針でございます。高校生以上の方々につきましては、高校生でも弟とか妹とかが児童手当の支給の対象になっている世帯につきましては、高校生の分につきましても13日の給付に間に合って給付するところでございますが、高校生以上のみの児童の方がいらっしゃる世帯につきましては、そういうデータとかがないので、申請のほうが必要だというふうなことになってございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） かるまいテレビで農業委員会で町長に何か要望書を提出したというのがありましたけれども、農業委員会の要望書の中に関連してですけれども、米の関係の要望事項はなかったのでしょうか、お伺いします。
- 委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 要望書につきましての内容につきましては、確実ではございませんが、米価下落についての要望はなかったかと記憶してございます。間違っているようでしたら後でまた説明申し上げますけれども、たしかなかったような気がいたします。
- 委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） ありがとうございます。農業委員会で出された要望書というの、議会としてもちょっと共有をしたいなど、私もそう思いますので、後で要望書のコピーしたものをいただきたいと思います。要望です。
- 委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） それでは、7款商工費に入りたいと思います。
産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） それでは、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費についてご説明申し上げます。
これにつきましては、補償費1,349万4,000円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、交流駅建設予定地から医療廃棄物が出土し、建設工事の工事着手が遅れたことにより生ずる補償金であり、これにつきましては令和2年度第10号補正により1,756万2,000円予算を確保してございましたけれども、この当時は医療廃棄物のみということで、遅延する期間が5か月間ということで予算のほう確保しておりました。しかしながら、その後鉛成分が検出されたということがございまして、調査、あと処分対策等に約2か月間の期間がさらに追加されたということに伴いまして、今回その2か月分の遅延する経費、予算につきましては計上させていただいたものでございます。
なお、提出している資料につきましては、担当課長より説明いたします。
- 委員長（細谷地多門君） それでは、産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。
- 産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） それでは、委員の皆様方のお手元に配布してあります資料について説明いたします。
8月の23日の臨時議会の特別委員会で配布、ご説明申し上げました資料にその後の交流駅に関わる経費等を追加したものでございます。追加した内容といたしまして、16番、防じん舗装の工事請負費が確定した分143万円、あと12月の臨時議会でご承認いただきました建築工事の第2回変更金額832万7,000円分

の増額、そして19番につきましては、今回総括課長がご説明申し上げましたとおり、5か月から7か月の工期着手の遅延が生じたということで、今回お願いしております1,349万4,000円、合わせまして2,325万1,000円が前回の資料にプラスになりまして、合計額で27億2,709万1,000円という内容になっております。

なお、17番までについては、確定している契約額でございます。18番、19番につきましては、今後契約を進めていきたい補償金ということでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 商工費について説明をいただきました。質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今回5か月遅れるというのが7か月の遅れになるという、これ今発生したということなのか、工期が令和4年だか令和5年の7月までだという、工期については最後の工期の遅れというのはまた2か月遅れるということの意味するのか、そこを確認したいと思うのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 8月27日の臨時議会で第1回目の変更契約についての案件をご承認いただいた際にご説明申し上げました。契約上は、9か月間工事が延びるということで、当初予定しておりました令和4年10月29日から令和5年7月25日まで契約工期は延長となりますとご説明申し上げましたが、この工期に変更はございません。最悪令和5年7月25日までは工事のほうを完成させる。現在工事請負業者の方と月一から2回の工程会議等を開いておりますが、前倒しで完成できるようにお願いはしております。

あと、7か月というのは、実際に工事の積算に関わる部分について、1月26日の臨時議会で医療廃棄物の撤去処分業務、工事費の延長となる工事請負費、あとは合わせて5か月間、工事が着工できなかったことに伴う下請業者等の営業等に伴う補償金、これを補正させていただきましたが、その後医療廃棄物撤去後に鉛土壌汚染が発生していたということで、再調査をし、その後工事現場から搬出するのに2か月間多くなったということで今回お願いするわけですが、全体的な工期には変更はございません。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 後方の席のほうに傍聴者が1人またプラスになりましたので、許したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、中村委員。

○4番（中村正志君） 工期に変更はないということ分かりました。あと、医療廃棄物の処理費用等については、県との協議が今行われているということで、12月議会での説明では弁護士をお願いして12月中にその報告書というか、協議する書類を作成していただくというふうな、今それが12月中に行われるというふうには聞いてはいましたけれども、それがもう来ているのかどうかをまず1つ確認したいということと、併せて今私まさかこういう案件が出てくるとは思わなかったので全然調べてこなかったのですけれども、前にいろいろ費用の中で県の医療局のほうに費用負担をお願いする金額等の表があったのですけれども、多分これが今補正するということは、その中に含まれていないと思うのですけれども、これ今補正した額も今後県のほうに負担を要求しようとしているものなのか、この2点お願いしたいです。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまの件についてご説明いたします。

まず最初に、弁護士に県医療局との交渉を代理弁護士を立てて今現在進めていると、その状況ということで、12月の定例会では12月の中旬をめどにということで法的通知文書の作成を依頼しているという説明をいたしました。本日、私朝来たときに弁護士からメールが来ておりまして、その通知文書の案が届いております。今後役場のほうでその内容を精査した上で、今月中には医療局のほうに届けるように進めていただきたいというお願いはしておりましたけれども、別件で急用な案件が出てどうしても着手、うちのほうの案件が遅れてしまったということで、今日法的通知文書の案はいただいております。年末年始休みを挟みますので、文書のほうの確認修正等を行った上で、県医療局のほうに提出するのが1月、早い段階で文書のほうも完成させまして届けたいと思って、お願いしたいと思っておりますし、その内容につきましては本日提案申し上げている内容と第2回目の陳情書以降に増えたもの等もございまして、それらの金額も精査した上で弁護士のほうに通知文書の中身として負担していただきたい金額等も今後検討して、最終形にしていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほかございせんか、7款商工費。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、全体的な質疑、総括質疑を受けたいと思いますが、質疑漏れ等があったら述べていただきますが、江刺家委員。何のことについてかしゃべってもらえれば。

○3番（江刺家静子君） 補正予算書の6ページ、給与費明細書というところがあります。職員数なのですが、補正後119人、そして再任用とかパートタイム、会計年度任用職員などが184人ということで、大変臨時職員が多くなっております。最近保

育労働者、介護または看護の労働者について、賃金を引き上げることがニュースでも言われておりますけれども、このことについて町としても会計年度任用職員の人たちの賃金の引上げについて、今12月ですので、新年度予算はちょうどやっている時期だと思いますが、引き上げる予定があるかどうか、引き上げてほしいと思うのですが、お聞きします。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

今の江刺家委員の質疑に対する答弁いただきます。

では、総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） ただいまの江刺家委員のご質問ですけれども、ご質問の内容として、国では看護師あるいは介護職の給与の基準等を引き上げるといふふうな方針であるけれども、町は町における会計年度任用職員分についても新年度においては同様の検討がなされているかというふうなご趣旨と思いましたが、そのことについてお答えしたいと思います。

国で今話をしている介護職あるいは看護師というのが、当然看護師は社会保険報酬、そういった制度の中で看護師の給与はこのぐらいというのは算定をしながら全体の金額を出している。介護職についても同様に、国の基準が存在して介護報酬等が決まる、そういったところを見直すというふうなことでございますので、役場の会計年度任用職員における報酬には直接的には関連しないというふうに考えております。役場というのは、会計年度任用職員制度を導入した際にもご説明を申し上げましたけれども、職員の給料表、あえて正職員というふうな言い方をさせていただきますが、正職員と連動しておりますので、保育園の保育士の報酬あるいは介護職の報酬等もそれに基づいておりますので、要はそちらの制度が改正になるかどうかというふうなことになってございます。ご承知のとおり、会計年度任用職員の分も町としては正規職員のほうの給料表に準拠するような形になっていきますし、正職員の給料表というのは、ご承知のとおり……人事院なり、あるいは岩手県の人事委員会の勧告等を基に算定しておりますので、国の方針を今受けて、その看護職、介護職の部分を取り上げてどうのこうのというような予定は町としてはないというふうなことで、ちょっとすみません、話が飛び飛びになって分かりづらいと思いますが、そういうふうなことで回答させていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 人事院の規則に基づいてというのは、それは分かります。ただ、

それにしても最初の設定の金額が、保育士の場合、ベテランになった方々も頭打ちと申しますか、上がらないと思っておりますので、経験年数を積んでも収入が増えないということがありますので、何か最初の始まりは同じなんですけど、あとやっぱり会計年度だから短い年度しかいないということなので、本当に低く設定されていると思っております。ただ、いろいろ人を探すのが大変だということがありますので、経験年数なんかも加算した金額にすべきではないかなと思っております。監査委員の報告書がありました。本当に心配されていると思っております。職員定数に満たないところも多く存在しているということ、それから病気休暇などで休んでいる方もいるということなので、そういう人事管理について生活が少しでもよくなるような対応をお願いしたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 質疑ですか、要望ですか。答弁はいい。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 要望ということですか。そのほか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 歳出の会計年度任用職員の関係でちょっと聞きます。

役場の職員で会計年度任用職員とか、それから別な名前で退職した職員が手伝っている人たちがあるが、その中で何時に来て何時に帰ることが自由だという、そういう職員も存在しますか。あるいは、午前中だけとか午後からとかというような、形を変えたような職員、あるいは今の、家にいて機械でいろんな対応をする、そういう形の職員というものはあるのですかというか、どんな形態ですか。種類について説明を願いたい。

○委員長（細谷地多門君） 総務課総務担当課長、吉岡靖君。

○総務課総務担当課長（吉岡 靖君） ただいまの山本委員のご質問ですけれども、最初に自宅にいて仕事をする、コロナが始まって、よくテレビでも言われるようになったリモートワークのことだと思っておりますけれども、リモートワークができる環境、多くの人数にはまだ対応できない状況ですけれども、仮にコロナの濃厚接触者となって、一定期間自宅待機が必要になった場合、あるいはコロナで軽症で、一定の勤務は可能となった場合に備えまして、そのリモートワークの環境は整えてございます。ただ、それは発生した時点で判断するというところでございますので、定例的に申しますか、何も無いときには勤務場所に来て勤務をするというのが当町の場合の基本的な勤務の態勢というふうなことでご理解をいただければと思います。

それと、あと1つ、任用の形態によらず、自由な時間に来ていい職員がいるのかというふうなご質問でございますが、それについてはございません。どのような任用の体系であっても、一定の勤務時間というのは設定をして、その時間に来て勤務をしていただく、それが基本となっております。ただ、業種に応じては、例えば

4週間の勤務が何時間勤務をしなければならない、その中である程度普通の毎日同じ勤務時間ではなくて、多い勤務日もあれば少ない勤務日もある、そういったある程度4週間、あるいは8週間の勤務時間全体で調整をして定めることはできるというふうにされておりますので、具体的にそういうふうな職員が何人いるかというのはちょっとこの場で分かりませんが、いるかいないかもちょっとあれですけども、そういうふうなことはできることになっておりますので、ないとは言えない状況です。ただ、普通の場合は、勤務地、例えば保育園であれば早く出勤して早く帰る、普通の勤務、標準時間の人もいる、遅く行って遅くまでいるというふうなシフト型の勤務体系を取っておるところもあります。

それと、あと会計年度任用職員につきましては、我々の職員とは違って、勤務時間が短いパート勤務というふうなことで勤務していただいておりますし、あとは前の臨時的任用職員の中で、日々雇用的な勤務時間ということで、本当に必要最低限の時間だけ対応していただく、1日に2時間とかやっただくというふうな方もございますので、ちょっとはた目に見るといろいろな人がいるなというふうなことにはなるかと思えます。ただ、いずれにしても自分が好きなときに行って好きに帰る、そういうふうな体制はございませんので、そのようにご理解をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 様々な形あっていいと思いますが、管理職をやった人で、勤務体系をこの人は何時から何時までという、それからこの人は1週間に月曜日から金曜日までだというものの資料は、というふうなことは出せないですか。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前11時32分 休憩

—————
午前11時35分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

そのほか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 商工費の関係で質問いたしますが、今回1,349万4,000円の延滞の補償金、大変私は残念なことだと思っております。その補正の内訳が一般財源でございますので、丸々町費でもって負担すると、町民の税金がここに使われるというふうなことになりますので、前の議決しておりました1,756万2,000円、工期延長した部分だけで言えば約3,000万円の補償額で、大変と残念だと思っております。そこで、今のはまだ未執行で分かりませんが、前に議決して1,700万円というのは、未執行というふうなのはいかなる理由ですか。延びている理由は。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 前回の補正で予算を計上させていただいたもので未執行という、どういうことかということですが、いずれ建築工事と機械設備工事の、電気工事はなかったのですが、建築と機械に遅延、工事が遅れたことによって業者に損害を与えたというようなのが発生したのがこの2件の工事です。いずれ建築工事が主なものですので、5か月間で1回契約して払ってもいいのですが、その間鉛の成分が発生されたということで、同じ工事で同じ業者なので、今回補正をいただいて、予算の承認をいただきましたら、業者と契約の行為に入りたいと思っているものでございますので、一体的な契約ということで、未執行だよということになります。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） いずれそういう支払いの状況が発生したことは残念だと、そう考えております。そこで、町長に質問いたしますが、ちょっと整理しておりませんので、この一応1,700万円と1,300万円、3,000万円は、工期が延長したことによる支払いというふうなことでございます。丸々町民の税金がというふうな、先ほど答弁したとおりでございますが、町長は現時点でその責任の所在についてどう考えておられるのか、説明願いたいと、そう思います。今日の前半の質問の中にもありましたが、これらの県の対応は事務的にまだちょっと遅れているというふうなことでございますが、それは県の対応があるかないかにかかわらず、私は町長の責任は重いと、そう考えております。3,000万円、処分等を合わせれば何億という金が無駄に使われたというふうなことになりますが、現時点で町長のその責任の重さをどう考えておるのか、質問したいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回お願いしたのは、鉛の土壌汚染が発生したということで、それをまた処分したというふうなことで、工期が遅れて、このようなまた追加をお願いしたわけでありまして。こういった結果が出たことに関しては、私も大変町民に対しては申し訳ないというふうに思っております。今後また、今弁護士を通して県と折衝しておりますので、しっかりと町の負担が軽くなるように、なくなるように一生懸命協議しながら、勝ち取っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） そのほか全般な総括質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、質疑なしと認め終了したいと思います。

これからまとめに入りますので、当局の退席をお願いします。ありがとうございます

ました。

〔当局退席〕

○委員長（細谷地多門君） 傍聴者の方の退場もお願いします。

〔傍聴者退席〕

◎議案第1号の討論、採決

○委員長（細谷地多門君） それでは、まとめに入りますが、議案第1号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第7号）について、反対の方ありますか。

○10番（山本幸男君） 反対。さっきしゃべったことだ。

○委員長（細谷地多門君） 討論ありませんか。

○10番（山本幸男君） 討論は、よければしない。

○委員長（細谷地多門君） 討論しない。反対するのなら討論は本当は必要なのだけれども。

○10番（山本幸男君） やれと言うのならやるけれども。では、やるか。

○委員長（細谷地多門君） やらないのならやらなくてもいいです。

○10番（山本幸男君） 前にもやっている事項だから、そういうことを委員長がその項目に何ぼか触れてもらえばそれでよろしい。

○委員長（細谷地多門君） では、委員長がスリムに、簡潔に内容をしゃべりますので。議案第1号について反対の方がいますので、採決は起立によってしたいと思います。

〔「子育て支援のあれも反対することになるからね」と言う者あり〕

〔何事か言う者あり〕

○10番（山本幸男君） そういう……だから……

○委員長（細谷地多門君） だから、反対の討論しゃべってもらったほうが分かりやすい、本当は。

○10番（山本幸男君） では、しゃべります。ご要望にお応えして。

○委員長（細谷地多門君） 議案第1号 令和3年度軽米町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（細谷地多門君） 賛成多数で可決です。

◎閉会の宣告

○委員長（細谷地多門君） これで特別委員会を閉じたいと思います。ご苦労さまでした。
(午前11時45分)